

兵庫県公報

令和4年2月20日 日曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則

ページ

- 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定による許可に関する手続を定める規則（建築指導課） 1

公布された法令のあらまし

◎長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定による許可に関する手続を定める規則（規則第4号）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則の規定に基づき、認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例の許可に関する手続について規則に委任された事項等を定めることとした。

規 則

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定による許可に関する手続を定める規則をここに公布する。

令和4年2月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第4号

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定による許可に関する手続を定める規則

（趣旨）

第1条 この規則は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号。以下「省令」という。）の規定に基づき規則に委任された事項その他長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第18条第1項の規定による住宅の容積率の特例の許可に関する手続について必要な事項を定めるものとする。

（容積率の特例の許可の申請に係る添付図書等）

第2条 省令第18条第1項の規定により知事が規則で定める図書又は書面は、法第18条第1項の許可の申請に係る次に掲げる図書又は書面とする。

- (1) 理由書
- (2) 省令第6条又は第9条に規定する通知書又はその写し
- (3) 住宅の付近見取図
- (4) 住宅の配置図
- (5) 住宅の各階平面図
- (6) 住宅の2面以上の立面図
- (7) 住宅の2面以上の断面図
- (8) 住宅の敷地の外周から300メートル以内の土地の区域内にある建築物の位置及び用途並びに当該土地の利用の状況を示した図書
- (9) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書又は書面

（書類の提出）

第3条 省令第18条第1項の規定により知事に提出する書類は、当該住宅の敷地の所在地を管轄する県民局長又は県民センター長を経由して知事に提出しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。